

一般社団法人奈良県臨床検査技師会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県臨床検査技師会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県天理市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、臨床検査技師及び衛生検査技師の職能意識を高めると共に、公衆衛生思想の普及啓発、臨床衛生検査の学術技能の研鑽発展、並びに医療及び公衆衛生の向上を図ることによって県民の健康保持及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 県民への公衆衛生思想の普及啓発
- (2) 臨床衛生検査学の向上に関する研究、調査及び指導
- (3) 精度管理に関する事業
- (4) 本条の趣旨を目的とした図書刊行物の発行及び広報活動
- (5) 地方公共団体が行う地域保健事業への協力
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助するために入会した個人又は法人
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労があったもの又は学識経験者で理事会の推薦に基づき総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になった時及び、毎年、正会員又は賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉又は会員たる名誉をき損したとき。

(2) この法人の目的に違反し、著しく秩序を乱したとき。

(3) この定款に反する行為のあったとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知する。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 納入義務のある会員が会費を1年以上納入しないとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び召集の理由を示して招集請求があったとき、開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容、日時及び開催場所等を記載した書面又は電磁的方法による通知をもって、総会の日の10日前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることとするときは、総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

2 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事15名以上20名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事

とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類に

については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 顧問、参与及び事務局

(顧問及び参与)

第39条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の決議を経て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長に助言する。

4 参与は、会長の要請に応じて、特別の事項に当たる。

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するために事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は宗川義嗣とし、業務執行理事（副会長）は今田周二及び岡山幸成とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。